

注 文 書

1 契約番号 2025001795

2 件 名 宿日直警備業務（田尻総合支所）

3 場 所 大崎市田尻沼部字富岡183番地3

4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 別添書類

- (1) 仕様書
- (2) 図面
- (3) 参考明細書

6 担 当 課 大崎市田尻総合支所 地域振興課

宿日直警備業務（田尻総合支所）仕様書

1. 業務名

宿日直警備業務（田尻総合支所）

2. 業務従事場所

大崎市田尻総合支所

大崎市田尻沼部字富岡 183 番地 3

3. 業務要領

警備員を配置し、宿日直・警備業務を代行する。

4. 業務時間

(平日・土曜・日曜・祝日・年末年始)

宿直：午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで

(土曜・日曜・祝日・年末年始)

日直：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5. 取扱業務

期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで 3 年間

- 1) 庁舎の出入口開閉管理及び出入者 11 の確認並びに庁舎等内外の巡視、戸締り
- 2) 時間外入退庁者の確認
- 3) 水道蛇口及び水漏れの点検確認
- 4) 公用車使用者への鍵の受渡し
- 5) 戸籍に関する届出の受領業務、埋火葬許可証及び斎場使用許可証の交付並びに斎場使用料の受領
- 6) 防災無線、ファクシミリの受理
- 7) 電話の受理及び文書、物品等の收受
- 8) 防火、防犯の設備装置の点検確認
- 9) 火災、災害及び異常気象等の通報
- 10) 事故発生時の拡大防止と関係機関及び緊急連絡者への通報

- 1 1) 不要電源の点滅等の確認
- 1 2) 不法行為者、不審者の発見と排除
- 1 3) 宿日直日誌の記載
- 1 4) 国旗、市旗の掲揚、降納
- 1 5) 収蔵室の開錠・施錠・異常等の確認
- 1 6) 田尻歴史展示室・観覧室・収蔵室への入退出者の記録
- 1 7) 「木造千手観音坐像」日常管理のためのチェックシート記入（温湿度・収蔵物の確認等）
- 1 8) その他の協議事項

6. 警備範囲

別紙1の表の範囲を一般開放とする。

7. 業務委託期間

自 令和8年4月1日

至 令和11年3月31日

8. 使用機材

業務員は、必要により警備棒及び懐中電灯を使用する。

9. 鍵の管理

発注者は、業務遂行上必要な対象物件の鍵を受注者に預託する。受注者は、対象物件に差し向ける業務員として預託された鍵を厳重に取り扱い保管する。

10. 報告

受注者は、業務状況について翌日（翌日が休日の時はその翌日）発注者に報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、受注者に対して特別に報告を求めることができる。

11. 費用の負担

業務に必要な装備用品等は受注者が負担し、発注者は宿直室の使用及び休憩仮眠に必要な部屋を提

供することができる。

1 2. 秘密の保持

受注者は、個人情報等業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

1 3. 第三者への損害賠償責任

受注者は、本契約に基づく業務実施中、受注者の責任に帰する理由によって、発注者の職員を含む第三者に対し身体及び財産上の損害を与えたときは、その損害に対し賠償の責任を負うものとする。

1 4. 協議事項

発注者及び受注者は互いに協力し、信義に守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めたい事項については、その都度両者協議し取り決めすることとする。

1 5. 入札金額

入札金額は、月額単価に委託期間を算定した3年間の総額（税抜き）とする。

1 6. 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

1 7. 支払方法は、月払いとする。

特記仕様書等

○ 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発

注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

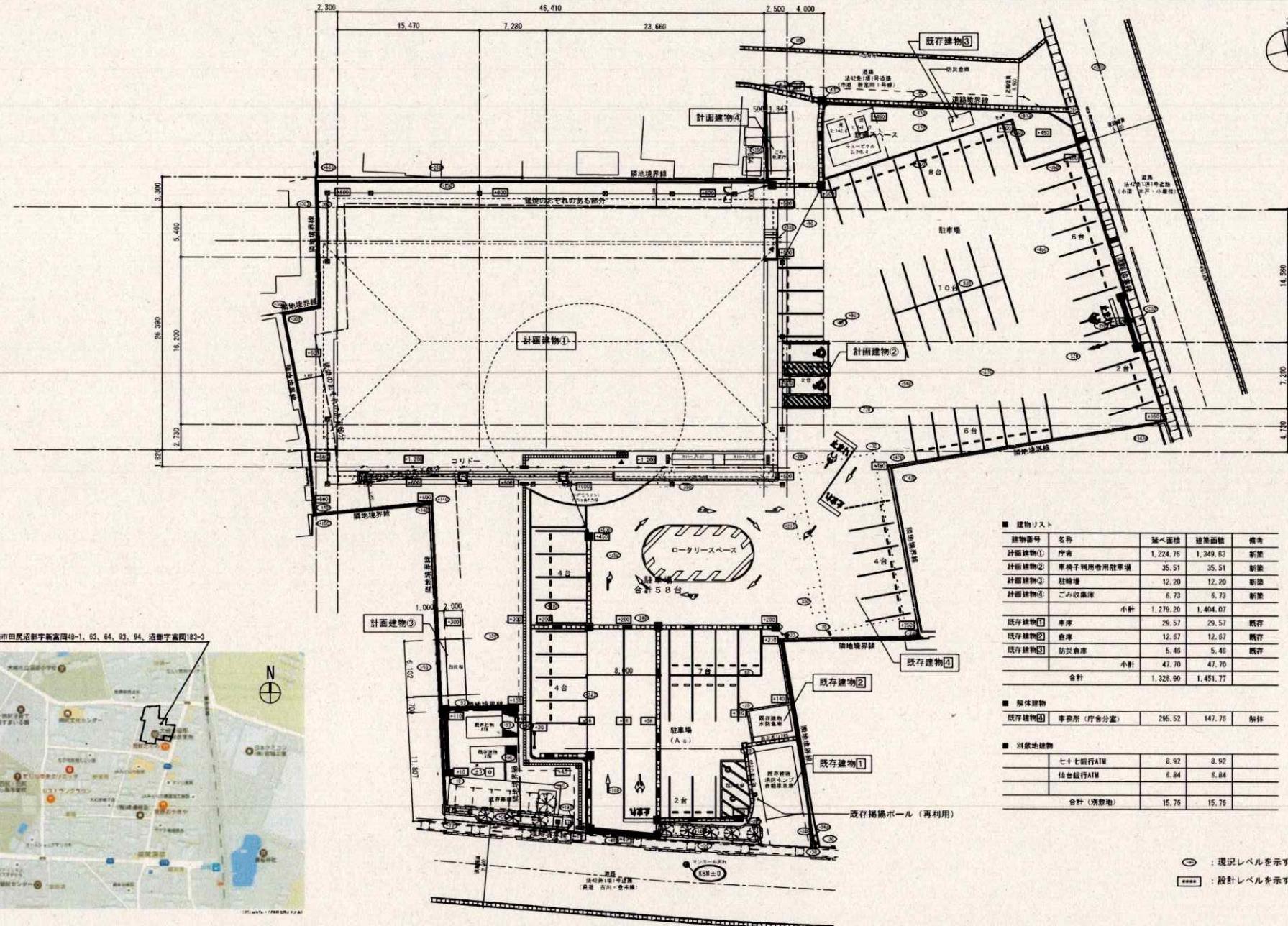
○ 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するため、以下の点に留意すること。

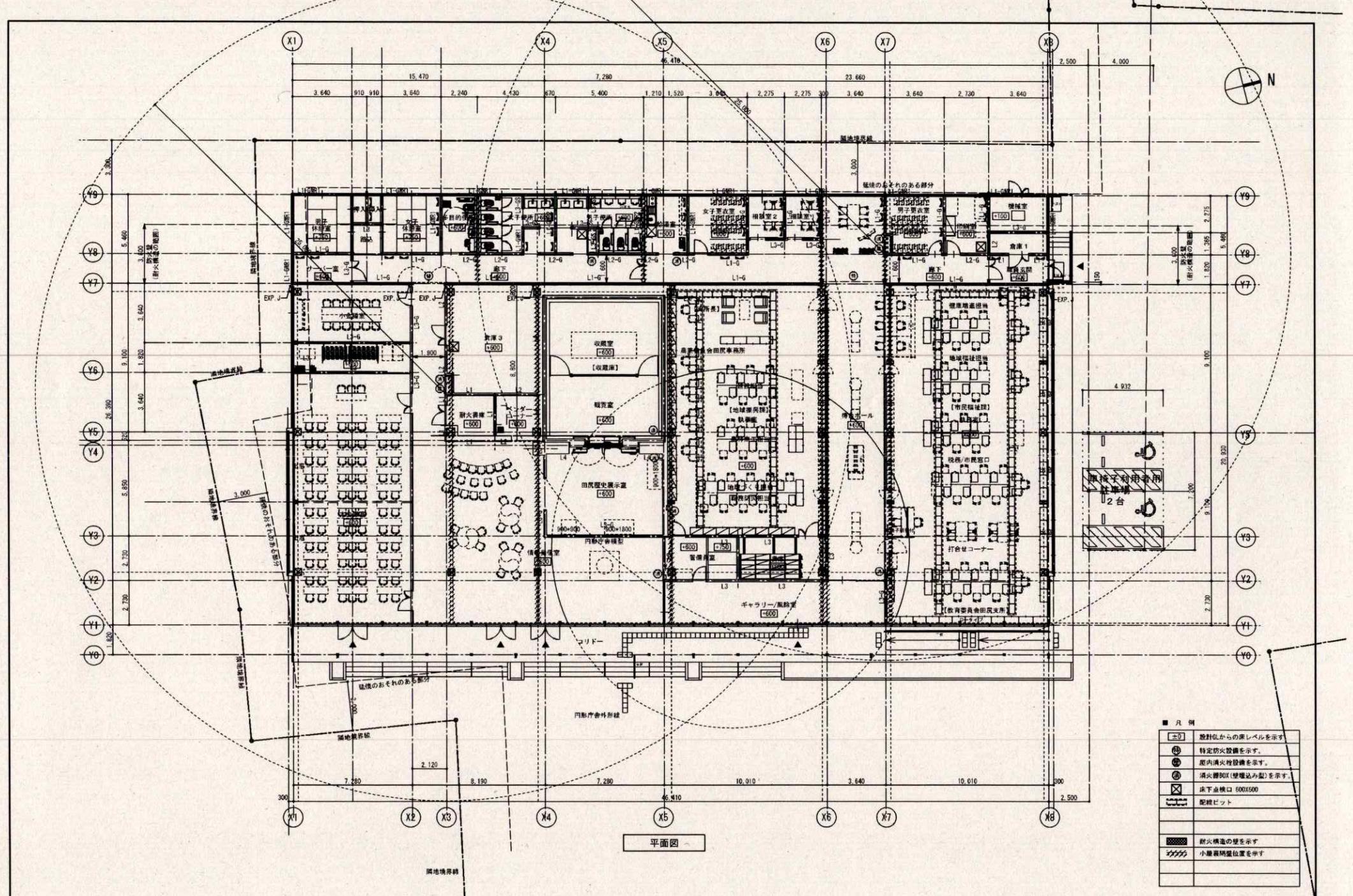
- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、発注者は契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。



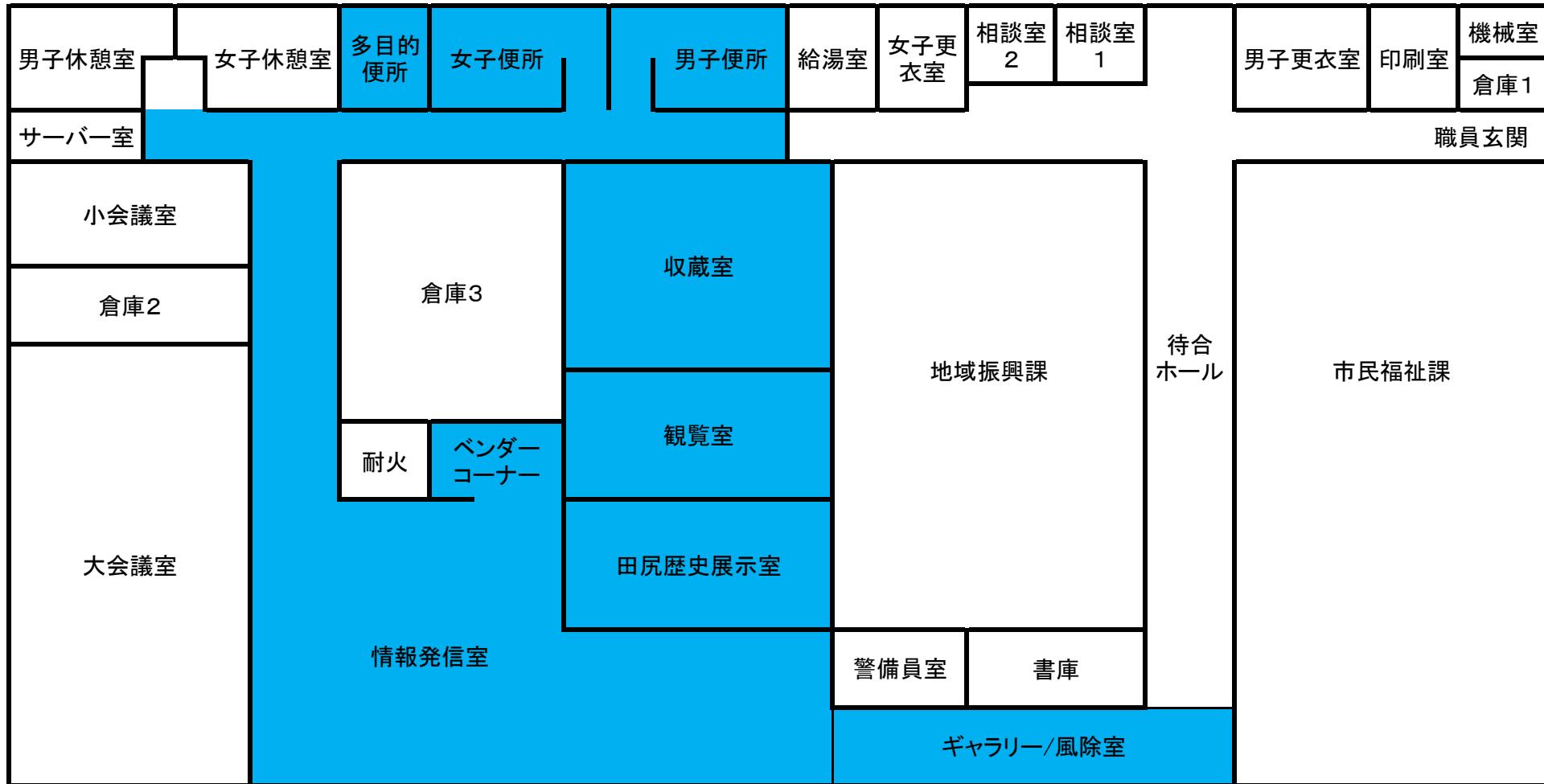
案内図



配置図



別表1



【土日祝日一般開放とする場所】

午前9時から午後4時まで

宿日直警備業務(田尻総合支所)

合計金額

円

種 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
宿日直警備業務	36	月			
計					
消費税(10%)					
合 計					